

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（平成26年分）

（平成24年 3 月31日財務省告示第115号別表第三）

賞与の金額に 乗すべき率	甲							
	扶		養		親		族	
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	171	千円未満
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477
14.294	395	426	422	455	450	484	477	513
16.336	426	550	455	550	484	550	513	557
18.378	550	668	550	689	550	710	557	730
20.420	668	714	689	738	710	762	730	786
22.462	714	750	738	775	762	801	786	826
24.504	750	791	775	817	801	844	826	872
26.546	791	847	817	876	844	901	872	925
28.588	847	910	876	936	901	962	925	987
30.630	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058
32.672	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410
35.735	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636
38.798	1,551	1,735	1,579	1,767	1,607	1,799	1,636	1,830
40.840	1,735 千円以上		1,767 千円以上		1,799 千円以上		1,830 千円以上	

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。

また、「賞与の金額に乘すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考） 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）
 - まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

								乙	
等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上			
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 210 千円未満	千円 243 千円未満	千円 275 千円未満	千円 308 千円未満	千円 341 千円未満	千円 372 千円未満	千円 403 千円未満	千円 434 千円未満	千円	千円
210	300	243	300	275	333	308	372	241	千円未満
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553		
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	604	588	632	241	305
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	751	622	771	652	792	683	812		
751	810	771	834	792	859	812	884		
810	852	834	879	859	902	884	925		
852	898	879	922	902	947	925	971		
898	949	922	973	947	997	971	1,021	305	555
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089		
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168		
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508		
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749		
1,664	1,862	1,692	1,894	1,720	1,925	1,749	1,957		
1,862 千円以上		1,894 千円以上		1,925 千円以上		1,957 千円以上		555 千円以上	

- 3 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。）
- (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
- (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
- (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年3月31日財務省告示第115号第3項第1号イ(2)若しくはロ(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。